

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 回 総 会 議 事 録

自 令和2年7月20日
至 令和2年7月20日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 7 月 20 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

仮議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
1	林 善 幸	○	○	総 務
2	中 河 敏 史	○	○	農 地
3	澁 谷 幸 子	○		総 務
4	田 代 幸 男	○		農 地
5	石 田 正 義	欠		総 務
6	對 木 範 誉	○		農 地
7	松 田 浩 二	○		農 地
8	酒 井 伸 吾	○		農 地
9	峯 田 弘 子	○		総 務

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 仮議席の指定
日程 2 議事録署名委員の指名
日程 3 選挙第 1 号 会長の互選
日程 4 選挙第 2 号 会長職務代理者の互選
日程 5 会議案第 1 号 議席の指定
日程 6 選任第 1 号 専門委員会委員の選任
日程 7 協議第 1 号 委員の地区担当
日程 8 協議第 2 号 現況調査の委員
日程 9 協議第 3 号 農業委員会活動方針の策定

開会 午前 9 時50分

事務局長

皆様大変ご苦勞様です。
定刻前ではございますが、皆様お揃いのおようですのでこれより、第1回白糠町農業委員会総会を開催させていただきます。
議事に入ります前に、白糠町農業委員会憲章の唱和を行います。
お手元でございます議案書の表紙をめくり、次のページをご覧ください。
大変恐縮ですが、皆様ご起立ください。
私が「1（ひとつ）」と言いましたら、ご唱和願います。

（白糠町農業委員会憲章 唱和）

ありがとうございました。

皆様ご着席願います。
これより議事に入りますが、本日は、白糠町農業委員会の委員改選後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定に基づき、町長より招集させていただいたところでございます。
ただいまの出席委員数は、白糠町農業委員会委員総数9名中8名の出席となっております。
白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立いたします。
ただいまの議席は仮議席でございますが、席順は届出順とさせていただいております。
後ほど、議席を決定いたしますが、それまでの間、このままの議席で会議を続けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
それでは、総会の開催にあたりまして、町長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

町 長

それではみなさまあらためおはようございます。本日は大変ご苦勞さまでございます。
第24期の白糠町農業委員会第1回の総会に当たりまして、私から一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。
ただいま、局長からもお話がありましたように、本日は、最初に行われる総会ということでありまして、法の定めに基づき、町長が招集することとなっております。
委員皆様におかれましては、先般の町議会におきまして、選任の同意を受け、本日からその任にあたっていただくわけではありますが、大変今回もありがたいことに、認定農業者の方をはじめ女性や青年の方々など、とてもバランスのとれた委員の構成となっております。今後の白糠町の農業を考える上で、大変心強く思っている次第でもございます。
さて、農業委員会の主たる活動は、ご案内のように農地法に基づく土地の売買、賃貸であります。日常活動におきましても農業に関するあらゆる相談を受けていただき、地域とのつながりを保ち、優良農地を守ってきたところでもございます。

この緑豊かな農地は、第一次産業を支える貴重な財産でもあります。これらを守り支えてきたのは、ひとえにそれを生業とする農業に携わる方。と共に地域農業、白糠町の農業と農地を大切に守り抜いてきた農業委員のみなさま方々のお力添えでもございます。

ご承知のとおり、白糠町の経済の一翼を担っている第一次産業であります。その中でも、農業という産業、とりわけ基幹である酪農につきましても、これからも乳量の確保など、まちとしても酪農基盤の安定化を図るための支援が大事なことを心からご祈念申し上げまして、措辞ではありますが、第24期の白糠町農業委員会第1回目の総会に当たりましての、私からの挨拶とさせていただきます次第でございます。

結びになりますけれども、農業委員みなさまにおかれましては、3年間の任期中、白糠町の農業がより一層振興し発展するためにも、ご健康で益々ご活躍していただきますことを心からご祈念申し上げまして、措辞ではありますが、第24期の白糠町農業委員会第1回目の総会に当たりましての、私からの挨拶とさせていただきます次第でございます。

今後お世話になりますどうぞよろしく、お願いを申し上げます。

本日はご苦勞さまでございます。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、改選後、最初の総会でございますので、農業委員の皆様と事務局職員の紹介をしたいと思いますのですが、恐れ入りますが、紹介につきましては自己紹介でお願いしたいと思います。

まずは、委員の皆様からお願いしたいと思いますのですが、それでは、仮議席の順にお願いいたします。

(農業委員・事務局職員の自己紹介)

これより議事に入りたいと思いますが、委員改選後、最初の総会の議長につきましては、臨時議長が選出されるまでの間は、町長が仮議長の職務を行い、議事を進めることとなっております。

それでは、町長、よろしくお願いたします。

町長

それでは、臨時議長が選出されますまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。

これより臨時議長の選出を行います。

選出方法については私の方から指名を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

町長

ご異議なしと認めます。

よって私の方から臨時議長の指名を行います。

指名に当たりましては、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用いたしまして、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、本席は峯田弘子委員を臨時議長の職にご指名申し上げます。

それでは峯田委員、よろしくお願ひいたします。
ご指名をさせていただきましたので、これをもちまして、私の任務も
終わりましたので、臨時議長と交代させていただきます。
ご協力ありがとうございました。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

臨時議長 それでは、会議を再開いたします。
ただいま、ご指名により会長が決まるまでの間、臨時議長の職を務め
させていただくことになりました、峯田です。
皆様のご協力を賜り、務めさせていただきたいと思ひますので、どう
ぞよろしくお願ひいたします。

日程第1 「仮議席の指定」を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条第2項の規定により、2名を議長
において指名したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

臨時議長 ご異議なしと認めます。
私の方から議事録署名委員を指名いたします。
仮議席1番 林 委員、2番 中河 委員の2名を指名いたします。

日程第3 選挙第1号「会長の互選」についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読および内容の説明を求めます。

斉藤主幹 選挙第1号 会長の互選
農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、会長を互選
する。
令和2年7月20日提出
白糠町農業委員会 臨時議長 峯田弘子
互選の方法についてであります。
会長および会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関
する法律第5条第2項および第5項の規定により、「委員が互選した者」
という定めがございます。
互選の方法といたしましては、特に規定等で定めがございませんが、
通常は単記無記名投票による選挙の方法、若しくは指名推薦等による方
法がございます。
以上でございます。

臨時議長 ただいま事務局より説明がありましたが、会長の互選につきましては、
どのような方法で取り進めたらよろしいでしょうか。

(出席委員)

《「投票」との声あり》

臨時議長

他にご意見等ございませんか。
無いようですので、それでは、単記無記名投票による選挙に決定させていただきます。
選挙準備のため暫時休憩いたします。

(事務局により投票用具一式設営)

臨時議長

会議を再開いたします。
これより単記無記名投票による選挙を行います。
(事務局により議場閉鎖)

それでは、開票立会人の指名を行います。
開票立会人は、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員)

《「異議なし」の声あり》

臨時議長

ご異議なしと認めます。
私の方から開票立会人を指名いたします。
仮議席3番 澁谷委員、4番 田代委員。
以上2名を指名いたします。

ただいまの出席委員数は、8名であります。
これより、投票用紙を配布いたします。
(事務局職員により投票用紙配布)

立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。
投票箱に異常ありませんか。
(事務局職員は立会人および臨時議長に確認をとる。)

投票箱の点検を行った結果、異常なしと認めます。
お伺いいたします。
投票用紙の配布漏れはございませんか。

(出席委員)

(なし)

臨時議長

それでは、ただいまから投票を開始いたします。
投票は、仮議席順に行います。
事務局より投票順番を点呼させますので、記載台にて記入の上、投票箱に投函願います。
事務局、よろしく申し上げます。

事務局長

それでは投票の点呼を行います(仮議席順に点呼)。
仮議席1番 林委員、2番 中河委員、3番 澁谷委員、4番 田代委

員、6番 對木委員、7番 松田委員、8番 酒井委員、9番 峯田委員。

臨時議長 お伺いいたします。
投票漏れはございませんか。

(出席委員) (なし)

臨時議長 ただいまから開票を行いますので、開票立会人は、立会いをお願いいたします。
開票事務は事務局職員を当たらせてます。
開票願います。
(事務局職員により開票事務)

それでは、開票が終わりました。
開票立会人は、着席願います。
開票の結果を事務局長より発表願います。

事務局長 開票の結果について発表いたします。
投票用紙の配付は8票です。
投票者数の8人と合致しております。
開票の内容につきましては
林委員7票、對木委員1票、合計8票でございます。
これも合致しております。

臨時議長 ただいまの報告のとおり、会長には仮議席1番の林委員が当選されましたことを告知いたします。
林委員。

新会長 初心を忘れずがんばっていきたいと思いますので、みんさんどうぞよろしく願います。

臨時議長 会長が決定いたしましたので、臨時議長としての私の任務は終了いたしました。
それでは、会長と議長を交代いたします。
皆様にご協力を賜りましたことに感謝を申し上げ退任させていただきます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 会議を再開いたします。
日程第4 選挙第2号「会長職務代理者の互選」についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読を求めます。

斉藤主幹 選挙第2号 会長職務代理者の互選

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長職務代理者を互選する。

令和2年7月20日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

以上であります。

議長 互選の方法といたしましては、選挙第1号の会長の互選と同じく、特に規定等の定めがありません。

通常、単記無記名投票による選挙の方法、若しくは、指名推薦等による方法がございます。会長職務代理者の互選は、どのような方法で取り進めたらよいか、お諮りいたします。

(出席委員) 《指名推薦」の声あり》

議長 指名推薦との声がありますので、会長職務代理者の選出については、指名推薦で行うことにご異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

異議ありませんので、会長職務代理者の選出については指名推薦により行います。

それでは委員より推薦をお願いいたします。

峯田委員 酒井委員を推薦します。

議長 ただいま峯田委員より、酒井委員の推薦がありましたが、ご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 それでは会長職務代理者には、酒井委員を選出することに決定いたします。

ここで、会長職務代理者になられました、酒井委員に就任のあいさつをお願いいたします。

職務代理者 会長職務代理者に指名された酒井です。任期2期目で若輩者ですが、一生懸命やりたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

議長 日程第5 会議案第1号「議席の指定」についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読および内容の説明を求めます。

斉藤主幹 会議案第1号 議席の指定
白糠町農業委員会会議規則第7条の規定により議席を指定する。

令和2年7月20日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

ご説明いたします。

この議席の決定につきましては、白糠町農業委員会会議規則第7条で、「議席はあらかじめ抽選で定める。」と規定しております。

以上であります。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたように、議席の指定は抽選で行います。

なお、慣例により、最終議席番号である「9番」は会長、そのひとつ前の番号である「8番」は会長職務代理者の議席と指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

それでは、9番は会長、8番は会長職務代理者の議席として決定いたします。

それでは、これより抽選を行います。

抽選を行う順番は、仮議席の順番で行います。

事務局より抽選順番の点呼をお願いします。

事務局長 それでは、抽選の点呼を行います。

仮議席2番 中河委員、3番 澁谷委員、4番 田代委員、5番 石田委員、6番 對木委員、7番 松田委員、8番 酒井委員、9番 峯田委員。

斉藤主幹 (各委員抽選後、「〇〇委員〇番」と読み上げる。)

議長 それでは、ただいま抽選により決定した議席番号を事務局より発表願います。

事務局長 ただいま抽選により決まりました、議席番号を発表いたします。

1番 中河委員、 2番 田代委員、 3番 對木委員、
4番 澁谷委員、 5番 松田委員、 6番 石田委員、
7番 峯田委員、 8番 酒井委員、 9番 林委員

以上でございます。

議長 ただいま事務局が発表した内容のとおり議席番号が決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

会議を再開いたします。

日程第6 選任第1号「専門委員会委員の選任」についてを議題いたします。

事務局より、選任案の朗読および内容の説明をお願いします。

斉藤主幹 選任第1号 専門委員会委員の選任

白糠町農業委員会専門委員会規則第5条の規定に基づき、専門委員会委員を選任する。

令和2年7月20日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

説明いたします。

専門委員会は、専門委員会規則第1条の規定で、総務専門委員会、農地専門委員会を置くことになっています。専門委員会規則第5条の規定で、専門委員会の委員は、会長が総会に諮って選任することになっております。

また、専門委員会規則第6条の規定で、専門委員会の長は、当該委員の互選によるとなっております。

以上であります。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたように、専門委員会の委員は会長が総会に諮って決めることになっております。

専門委員会の所属先につきましては、各委員の希望を申し出ていただき、取りまとめ後、ひとつの委員会に集中しないよう、議長において調整を加え、公平を期して決定するよう取り進めることにご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

それでは、事務局より希望取りまとめ票を配付しますので、各委員は、希望する方を丸で囲んでください。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

会議を再開いたします。

各委員の希望を取り入れまして決めましたが、希望どおりに行かなかった方もいると思います。

その点ご了承願いたいと思います。

それでは、事務局より各専門委員会の委員を発表願います。

事務局長 それでは、各専門委員会の委員の発表を行います。

総務専門委員会は、

澁谷委員、石田委員、林委員、峯田委員、以上の4名となります。

農地専門委員会は、

對木委員、中河委員、酒井委員、松田委員、田代委員、以上の5名となります。

議長 ただいま、事務局長の発表のとおり決定いたします。

次に、ただいま決定いたしました専門委員会ごとに委員が集まり、委員長と副委員長を互選していただきたいと思っております。

各専門委員会の互選管理人は、年長者1名を定めることにいたしまして、後程、互選結果を報告していただくということで取り進めたいと思

いますが、これにご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それぞれの専門委員会の互選管理人は、年長者ということにいたします。
 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

会議を再開いたします。
委員長・副委員長の互選会が終わりましたので、ここで互選管理人より報告をお願いします。
まず、総務専門委員会の互選管理人であります峯田委員より報告願います。

総務専門委員会
互選管理人 総務専門委員会の委員長は澁谷委員、副委員長は私と決定いたしました。

議 長 次に、農地専門委員会の互選管理人であります對木委員より報告願います。

農地専門委員会
互選管理人 農地専門委員会の委員長は私、副委員長中河委員と決定いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただいま報告のとおり、各専門委員会の委員長、副委員長を決定いたします。

日程第7 協議第1号「委員の地区担当」についてを議題といたします。

事務局職員に、協議案の朗読および内容と合わせて、地区担当割の腹案について、事務局より説明を求めます。

斉藤主幹 協議第1号 委員の地区担当
 委員の地区担当について協議する。
 令和2年7月20日提出
 白糖町農業委員会 会長 林 善幸
 記
 地区別一覧表 別紙のとおり
 次のページをご覧ください。
 それでは、「委員の地区担当」の目的および内容についてご説明をいたします。
 個々の農業委員の地区担当と活動分野を明確にし、日常的に活動する体制を確立していくために、委員の地区担当割を行っているところであ

ります。

委員の担当地区における活動については、主に、耕作放棄地、無断転用等の点検活動、農地の利用権設定等の農地所有者のあっせん希望等の把握等の活動、相談業務等を通じて情報の収集および提供の活動、となりますが、地域農業者と密接な関係を築きながら、地域農業の活性化を促進することを目的として委員の地区担当割をするものです。

対象地区は、協議第1号の次のページをお開き下さい。

ここに記載されております39地区103世帯となります。

この担当地区の設置と担当委員を協議により決めるという内容になります。

次に腹案の内容について、説明したいと思います。

担当地区は、沢別の3地区とし、担当委員は白糠町全町域を対象として考えました。

それでは、地区別一覧表の順に、担当地区割と担当委員の腹案内容を発表いたします。

橋西から白糠市街地区の34世帯を、峯田委員、酒井委員、松田委員の3名。

日の出から二股地区の41世帯を、澁谷委員、對木委員、林委員の3名。

西庶路から庶路2区の28世帯を、石田委員、中河委員、田代委員の3名。

以上、腹案として提案させていただきますので、ご協議方よろしく願います。

議長 お諮りいたします。

ただいま事務局が説明した内容および腹案の地区割、また、委員の担当地区について、腹案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、事務局腹案のとおり決定いたします。
委員の地区活動よろしくお願い申し上げます。

日程第8 協議第2号「現況調査の委員」についてを議題といたします。

事務局より、協議案の朗読および内容の説明を求めます。

斉藤主幹 協議第2号 現況調査の委員
現況調査委員の選任方法について協議する。
令和2年7月20日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸
現況調査の委員についてご説明申し上げます。

現況調査は、現況農地又は採草放牧地以外の土地について、権利等の登記又は建物を建築するなどの際し、現況が非農地である旨の証明を必要とする土地所有者等から、農業委員会に対し現況証明願書が提出され

てきます。

これを受理したときは、北海道農務部長通知等による指導のもと、農業委員3名以上で現況証明願い出地を確認して現況地目等を判定し、農業委員会総会に付議した後、証明書を発行することとされております。

今回の協議内容は、どのように現況調査委員の選任を決定したらよいか、協議申し上げるところです。

これまでは、委員活動および地区担当制を重視し、申請があった都度、地区担当委員及び農地専門委員会委員を中心に現況調査を実施してきたところであります。

以上であります。

議長 ただいまご説明のとおり、現況調査の委員につきましては、地区担当制及び農地専門委員会委員を重視し、事務局から指名させていただき、取り進める方法で決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、地区担当制で決定いたします。

日程第9 協議案第3号「農業委員会活動方針の策定」についてを議題といたします。

事務局より、協議案の朗読および内容の説明をお願いします。

斉藤主幹

協議第3号 農業委員会活動方針の策定

白糠町農業委員会活動方針の策定について協議する。

令和2年7月20日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

農業委員会活動方針の策定について、ご説明申し上げます。

活動方針の策定につきましては、農業委員任期の1期3年間の農業委員会活動方針を定めるものであります。

特に地域に役立つ農業委員活動を目指すため、独自の計画・目標・課題を定め取り組みをするよう、全国農業会議所からも指導があるところです。

策定作業は2ヶ月から3ヶ月の間とし、おおむね9月ないし10月の総会で決定していただくよう考えております。

本日も協議申し上げます内容は、この策定作業をどのような方法により進めるかを協議していただきたいと考えております。

なお、従前の作成作業は、全員による特別委員会を設置し取り進めております。

以上であります。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたとおり、策定作業の方法と、策定委員の選任であります。

お諮りいたします。

策定作業は特別委員会を設置し、名称は「白糠町農業委員会活動方針策定特別委員会」とし、構成委員は、全委員をもって取り進めることと

し、策定の期間を10月の総会までに報告することに、決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。

以上をもちまして本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これより3年間、微力ではありますが、白糠町の農業発展のため、委員皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、第1回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会時間 午前10時45分)